宮城県警察の事務の専決及び代決に関する訓令

平成15年３月31日

宮城県警察本部訓令第７号

宮城県警察の事務の専決及び代決に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察の事務の専決及び代決に関する訓令

宮城県警察の事務の専決及び代決に関する訓令（平成10年宮城県警察本部訓令第９号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この訓令は、宮城県警察における事務の専決及び代決並びに宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程（平成15年宮城県公安委員会規程第１号）第４条の規定による事務の一部の専決について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。

(1)　専決　決裁権者が、その権限に属する事務について、あらかじめその決裁権を部下の職員に付与しておき、被付与者はその範囲内において決裁権者に代わって事務の決裁をすることをいう。

(2)　代決　決裁権者が不在の場合、一時代わって決裁をすることをいう。

（専決の制限）

第３条　事務の専決において次の事項については、専決することができない。

(1)　本部長が特に指示した事項

(2)　決裁権者から特命のあった事項

(3)　重要又は異例と認められる事項

(4)　法令等の適用、解釈等に疑義のある事項

(5)　議会等他機関への対応、調整等を要する事項

（適用）

第４条　宮城県警察における事務の専決及び代決並びに宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程第４条の規定による事務の一部の専決は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決）

第５条　宮城県公安委員会の権限に属する事項について、宮城県警察本部（以下「警察本部」という。）交通部運転免許課の管理官、宮城県警察高齢運転者等支援室長、宮城県警察石巻運転免許センター所長、宮城県警察古川運転免許センター所長及び宮城県警察仙南運転免許センター所長は、別表第１に掲げる事務を専決することができる。

（本部等の部長等の専決）

第６条　警察本部及び仙台市警察部（以下「本部等」と総称する。）の部長（組織犯罪対策局長を含む。以下同じ。）並びに宮城県警察学校長（以下「警察学校長」という。）は、別表第２に掲げる事務を専決することができる。

（本部等の課長の専決）

第７条　本部等の課長（隊長及び所長を含む。以下同じ。）は、別表第３に掲げる事務を専決することができる。

（管理官等の専決）
第８条　本部等の管理官又は次長（副隊長及び副所長を含む。以下同じ。）及び宮城県警察学校の副校長並びに宮城県警察機動警ら隊警ら指導官、宮城県警察高齢運転者等支援室長、宮城県警察石巻運転免許センター所長、宮城県警察古川運転免許センター所長及び宮城県警察仙南運転免許センター所長は、別表第４に掲げる事務を専決することができる。
（課長補佐等の専決）
第９条　本部等の課長補佐（隊長補佐及び所長補佐を含む。以下同じ。）及び科長は、別表第５に掲げる事務を専決することができる。
（警察署長の専決）
第10条　警察署長は、別表第６に掲げる事務を専決することができる。
（警察署の副署長、官、次長、課長等の専決事項）
第11条　警察署の副署長、官（刑事官及び会計官）及び次長は、別表第７に掲げる事務を専決することができる。
２　警察署の課長は、別表第８に掲げる事務を専決することができる。
３　交番及び駐在所勤務の警察官は、その階級に応じそれぞれ別表第９に掲げる事務を専決することができる。
４　交番及び駐在所勤務の警察官は、前項の規定によるほか、重要又は疑義のあるものを除き、警察上の諸願届を受理することができる。
（類推による専決）
第12条　この訓令に専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、この訓令に準じて専決することができる。ただし、宮城県公安委員会の権限に属する事項を除く。
（本部長の事務の代決）
第13条　本部長が不在のときは、本部等の部長がその所掌事務について代決することができる。
（部長の事務の代決）
第14条　本部等の部長が不在のときは、参事官がその所掌事務について代決することができる。この場合において、複数の参事官を置く部にあっては、当該事務を担当する参事官が代決するものとする。
２　部長及び参事官がともに不在のときは、本部等の課長がその所掌事務について代決することができる。
（警察学校長の事務の代決）
第15条　警察学校長が不在のときは、副校長がその所掌事務について代決することができる。
（本部等の課長の事務の代決）
第16条　本部等の課長が不在のときは、管理官又は次長がその所掌事務について代決することができる。
（警察署長の事務の代決）
第17条　警察署長が不在のときは、副署長又は次長がその所掌事務について代決すること

ができる。

（代決の制限）

第18条　第13条から第17条までに定める代決は、至急に処理を要するもの又はあらかじめ決裁権者の指示を受けたものに限る。

（後閲）

第19条　代決した事務については、速やかに決裁権者の後閲を受けなければならない。

附　則

この訓令は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成15年８月25日宮城県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成15年８月25日から施行する。

附　則（平成16年３月17日宮城県警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成16年３月25日から施行する。

附　則（平成16年３月23日本部訓令第９号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月23日本部訓令第11号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月28日本部訓令第８号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年２月１日本部訓令第１号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成18年２月１日から施行する。

附　則（平成18年３月24日本部訓令第６号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月20日本部訓令第５号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年７月25日本部訓令第14号）

この訓令は、平成19年７月25日から施行する。

附　則（平成19年８月23日本部訓令第16号）

この訓令は、平成19年８月23日から施行する。

附　則（平成19年９月28日本部訓令第18号）

この訓令は、平成19年９月30日から施行する。

附　則（平成19年12月14日本部訓令第19号）

この訓令中第１条の規定は平成19年12月19日から、第２条の規定は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）附則第１条第４号に規定する日から施行する。

附　則（平成21年３月23日本部訓令第５号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月23日本部訓令第７号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年６月11日本部訓令第13号）

この訓令は、平成22年６月11日から施行する。

附　則（平成23年３月４日本部訓令第８号）

この訓令は、平成23年３月４日から施行する。

附　則（平成24年11月１日本部訓令第10号）

この訓令は、平成24年11月12日から施行する。

附　則（平成25年３月22日本部訓令第５号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月22日本部訓令第６号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年９月27日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年10月１日から施行する。

附　則（平成25年12月24日本部訓令第13号）

この訓令は、平成26年１月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日本部訓令第13号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月11日本部訓令第６号）

この訓令は、平成27年３月16日から施行する。

附　則（平成28年３月30日本部訓令第13号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月７日本部訓令第２号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月29日本部訓令第16号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月24日本部訓令第９号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月23日本部訓令第６号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月25日本部訓令第６号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月27日本部訓令第12号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月28日本部訓令第12号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

公安委員会の権限に属する事項の専決事項

専　決　者	専　　決　　事　　項
運転免許課管理官	１　道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による次のこと（宮城県警察石巻運転免許センター所長、宮城県警察古川運転免許センター所長及び宮城県警察仙南運転免許センター所長の専決事項を除く。）。 ⑴　第89条第１項の規定による免許申請書及び質問票の受理並びに試験の実施に関すること。 ⑵　第92条第１項の規定による免許証の交付に関すること。 ⑶　第92条第２項の規定による併記免許証の交付に関すること。 ⑷　第94条第１項の規定による記載事項変更届出の受理に関すること。 ⑸　第94条第２項の規定による再交付申請の受理に関すること。 ⑹　第101条第１項の規定による更新申請書及び質問票の受理に関すること。 ⑺　第101条の２の２第１項の規定による経由申請に係る更新申請書及び質問票の受理に関すること。 ⑻　第101条の２の２第３項の規定による住所地公安委員会への適性検査結果等の送付に関すること。 ⑼　第104条の４第１項の規定による免許の取消申請の受理に関すること。 ⑽　第104条の４第５項の規定による運転経歴証明書の交付申請の受理に関すること。 ⑾　第107条の７第３項の規定による国外運転免許証の交付に関すること。 ⑿　第108条の２第１項第２号の規定による取消処分者講習に関すること。 ⒀　第108条の２第１項第３号の規定による停止処分者講習に関すること。 ⒁　第108条の２第１項第６号の規定による原付講習に関すること。 ⒂　第108条の２第１項第11号の規定による更新時講習に関すること。 ⒃　第108条の２第１項第13号の規定による違反者講習に関すること。 ２　道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定による次のこと。

	⑴　第30条の13第１項の規定による運転経歴証明書の再交付申請の受理に関すること。 ⑵　第36条の規定による指定申請書の記載事項変更届の受理に関すること。
宮城県警察高齢運転者等支援室長	道路交通法の規定による次のこと（宮城県警察石巻運転免許センター所長、宮城県警察古川運転免許センター所長及び宮城県警察仙南運転免許センター所長の専決事項を除く。）。 １　第101条の４第２項の規定による認知機能検査の実施に関すること。 ２　第101条の４第３項の規定による運転技能検査の実施に関すること。 ３　第101条の７第１項の規定による臨時認知機能検査の実施に関すること。 ４　第108条の２第１項第12号の規定による高齢者講習に関すること。
宮城県警察石巻運転免許センター所長、宮城県警察古川運転免許センター所長及び宮城県警察仙南運転免許センター所長	１　道路交通法の規定による次のこと（宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センター内の事務に限る。）。 ⑴　第89条第１項の規定による免許申請書及び質問票の受理並びに試験の実施に関すること。 ⑵　第92条第１項の規定による免許証の交付に関すること。 ⑶　第92条第２項の規定による併記免許証の交付に関すること。 ⑷　第94条第１項の規定による記載事項変更届出の受理に関すること。 ⑸　第94条第２項の規定による再交付申請の受理に関すること。 ⑹　第101条第１項の規定による更新申請書及び質問票の受理に関すること。 ⑺　第101条の２の２第１項の規定による経由申請に係る更新申請書及び質問票の受理に関すること。 ⑻　第101条の２の２第３項の規定による住所地公安委員会への適性検査結果等の送付に関すること。 ⑼　第101条の４第２項の規定による認知機能検査の実施に関すること。 ⑽　第101条の４第３項の規定による運転技能検査の実施に関すること。 ⑾　第101条の７第１項の規定による臨時認知機能検査の実施に関すること。 ⑿　第104条の４第１項の規定による免許の取消申請の受理に関すること。

	⒀　第104条の４第５項の規定による運転経歴証明書の交付申請の受理に関すること。 ⒁　第107条の７第３項の規定による国外運転免許証の交付に関すること。 ⒂　第108条の２第１項第２号の規定による取消処分者講習に関すること。 ⒃　第108条の２第１項第３号の規定による停止処分者講習に関すること。 ⒄　第108条の２第１項第６号の規定による原付講習に関すること。 ⒅　第108条の２第１項第11号の規定による更新時講習に関すること。 ⒆　第108条の２第１項第12号の規定による高齢者講習に関すること。 ⒇　第108条の２第１項第13号の規定による違反者講習に関すること。 ２　道路交通法施行規則の規定による次のこと。 ⑴　第30条の13第１項の規定による運転経歴証明書の再交付申請の受理に関すること。 ⑵　第36条の規定による指定申請書の記載事項変更届の受理に関すること。

別表第２（第６条関係）

部　長　専　決　事　項

専　決　者	専　決　事　項
各部長共通	１　報告、通知、通報、照会、回答等に関することで軽易かつ定型的なもの ２　各種会議の開催及び講習に関することで軽易かつ定型的なもの ３　所掌事務に係る教養資料、執務資料等の発行に関することで軽易かつ定型的なもの ４　一般教養の実施に関することで軽易かつ定型的なもの ５　各部内の本部等の課長の管外居住承認に関すること。 ６　所掌事務に係る法令の解釈及び指導に関することで軽易かつ定型的なもの ７　他官庁、関係機関等との連絡調整に関することで軽易かつ定型的なもの ８　報道機関等に対する広報資料の提供に関することで軽易かつ定型的なもの ９　教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和51年宮城県規則第60号）の規定による補助執行の施行に関することのうち、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第４条第１項の規定による公益信託の事務処理の検査及び財産の供託その他必要な処分の命令 10　本部長に申し出ることとしている各部内の本部等の課長（刑事部組織犯罪対策局の課長を除く。）の特別休暇の承認（業務上の都合により夏季休暇の期間を６月から10月までとする承認を含む。）に関すること。 11　本部長指揮事件のうち、余罪事件の送致（付）及び引継ぎに関することで軽易なもの 12　前各号に掲げるもののほか、所掌事務の処理に関することで軽易かつ定型的なもの
総務部長	１　広報媒体への便宜供与に関することで軽易かつ定型的なもの ２　音楽隊の派遣に関すること。 ３　教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の規定による補助執行の施行に関する次のこと。ただし、警察運営上考慮を要するものについては、金額の多寡にかかわらず除く（以下第４号において同じ。）。 (1)　１件500万円以上1,000万円未満の公有財産の修繕の決定 (2)　１件１億5,000万円以上２億円未満の工事の執行の決定並び

		に１件１億5,000万円以上２億円未満の工事の入札等の予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格の作成（設計変更及び検査に係るものを除く。） (3)　工事費の増減2,000万円以上3,000万円未満の工事の設計変更の決定 (4)　１件2,000万円以上3,000万円未満の工事用資材の購入の決定 (5)　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項の規定による建設工事に係る１件2,000万円以上3,000万円未満の調査、測量又は設計の委託の決定 (6)　(5)に掲げるもののほか、１件2,000万円以上3,000万円未満の役務の調達に係る委託の決定 (7)　１件500万円以上1,000万円未満の地上物件等の損失補償の決定 (8)　１件1,500万円以上3,000万円未満の知事が別に定める物品の購入の決定 (9)　予定賃借料の総額が１件2,000万円以上3,000万円未満の物品の借受けの決定 (10)　１件30万円以上の食糧費に係る支出を伴う事案の決定 (11)　(1)から(10)までに掲げるもののほか、１件3,000万円未満の支出を伴う事案の決定 (12)　行政財産の目的外使用の許可及びその取消し並びに当該許可に係る使用料の減免 (13)　予定賃借料の年額又は総額が１件300万円未満の行政財産である土地又は普通財産の貸付け及び変更貸付け並びに当該貸付けに係る貸付料の減免及び貸付契約の解除 (14)　予定賃借料の年額又は総額が１件100万円以上500万円未満の行政財産である土地又は普通財産の貸付期間の更新 (15)　評価額１件500万円以上1,000万円未満の行政財産の用途変更及び用途廃止の決定 (16)　公有財産の土地改良事業又は土地区画整理事業の施行地区への編入の承認 (17)　１件１億5,000万円以上２億円未満の工事の施行の中止及びその解除の承認又は30日を超え40日以内の工事の施行の中止及びその解除の承認 (18)　１件500万円以上1,000万円未満（警察署長の行うものを含む。）の工事に係る検査 (19)　１件１億5,000万円以上２億円未満（警察署長の行うものにあっては、１件500万円以上1,000万円未満）の交通安全施設工事に係る検査 (20)　30日を超え40日以内の契約の履行時期の延長承認

	4　補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）の施行に関する次のこと。 (1)　第８条の規定による事情変更による交付の決定の取消し等 (2)　第16条の規定による決定の取消し (3)　第17条の規定による補助金等の返還命令 (4)　第19条の規定による他の補助金等の一時停止 5　装備品の整備、維持管理及び開発改善に関すること。 6　給貸与品の支給及び貸与に関すること。 7　警察通信施設等の新設、移転等に関すること。
警　務　部　長	1　本部長に申し出ることとしている地方警務官以外の警察署長の特別休暇の承認（業務上の都合により夏季休暇の期間を６月から10月までとする承認を含む。）に関すること。 2　地方警務官以外の所属長以上の職にある職員の病気休暇の承認に関すること。 3　警部補（相当職を含む。）以下の職員の休職、復職、育児休業、育児短時間勤務及び高齢者部分休業に関すること。 4　警部補（相当職を含む。）以下の職員の警察大学校（本科を除く。）、管区警察学校及び県警察学校への入校に関すること。 5　職員の入校辞令の交付に関すること。 6　職務に専念する義務の免除申請の承認に関すること。 7　営利企業等従事の許可申請に係る許可及び予定等届出に係る意見の付与に関すること。 8　不動産等賃貸の許可申請に係る許可及び報告の受理に関すること。 9　太陽光電気販売の許可申請に係る許可に関すること。 10　非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時職員の任用又は解任に関すること。 11　非常勤職員及び会計年度任用職員の公務災害認定・補償等の決定に関すること。 12　公務中の私有物品の損害補償に関すること。 13　警察官の職務に援助協力した者の災害の認定及び給付金額の決定に関すること。 14　警察署長の管外居住承認に関すること。 15　部外教養関係機関への委託研修生の決定に関すること。 16　職員の諸検診の実施計画に関することで軽易かつ定型的なもの
生活安全部長	1　本部長に申し出ることとしているサイバーセキュリティ統括官の特別休暇の承認（業務上の都合により夏季休暇の期間を６月から10月までとする承認を含む。）に関すること。

	2　少年事件の着手報告に関することで軽易なもの 3　行方不明者等の手配、保護等に関することで軽易かつ定型的なもの
地　域　部　長	1　雑踏警備実施計画の策定と実施に関することで軽易かつ定型的なもの 2　警察用船舶の応援派遣及び事故報告に関することで、軽易かつ定型的なもの 3　警察用船舶の定期報告に関すること。
刑　事　部　長	1　本部長に申し出ることとしている組織犯罪対策局長の特別休暇の承認（業務上の都合により夏季休暇の期間を６月から10月までとする承認を含む。）に関すること。 2　検視、死体発見時の調査等に関すること。 3　鑑定、検査の処理に関することで軽易かつ定型的なもの
組織犯罪対策局長	1　本部長に申し出ることとしている組織犯罪対策局の課長の特別休暇の承認（業務上の都合により夏季休暇の期間を６月から10月までとする承認を含む。）に関すること。 2　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第23条の４の規定による適当な措置を求めるための意見陳述 3　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第43条の３の規定による適切な措置を求めるための意見陳述 4　貸金業法（昭和58年法律第32号）第44条の３の規定による適当な措置を求めるための意見陳述 5　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第126条の規定による適当な措置を求めるための意見陳述
交　通　部　長	1　安全運転者研修の計画及び実施に関することで軽易かつ定型的なもの 2　交通規制及び交通安全施設の整備に関することで軽易かつ定型的なもの 3　交通指導取締りの計画及び実施に関することで軽易かつ定型的なもの 4　暴走族対策及び対策の実施に関することで軽易かつ定型的なもの
警　備　部　長	1　治安、災害警備実施計画の策定及び実施に関することで軽易かつ定型的なもの 2　警備訓練の実施に関することで軽易かつ定型的なもの

警察学校長	1　所属職員の分掌事務の指定に関すること。 2　所掌事務に係る企画、立案及び実施に関することで軽易かつ定型的なもの 3　警部（相当職を含む。）以上の職員（警察学校長を除く。）の年次有給休暇の受理に関すること。 4　所属職員（警察学校長を除く。）の病気休暇の承認に関すること。 5　所属長に申し出ることとしている特別休暇の承認（業務上の都合により夏季休暇の期間を６月から10月までとする承認を含む。）又は受理に関すること。 6　警部補（相当職を含む。）以下の職員の欠勤届の受理に関すること。 7　学校教養実施計画の細目に関すること。 8　教授細目に関すること。 9　入校者の謹慎及び訓戒処分に関すること。 10　教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則第５条第１項第９号の規定による所属の現金取扱員の任免に関すること。 11　前各号に掲げるもののほか、所掌事務の処理に関することで軽易かつ定型的なもの
仙台市警察部長	1　仙台市警察部の所掌事務に関することで軽易かつ定型的なもの 2　仙台市警察部と仙台市その他関係機関との連絡調整に関することで軽易かつ定型的なもの 3　警察本部の生活安全、地域、刑事、交通警察の業務等に係る仙台市その他関係機関との連絡調整に関することで軽易かつ定型的なもの 4　仙台市内各警察署の生活安全、地域、刑事、交通警察の業務等に係る仙台市その他関係機関との連絡調整に関することで軽易かつ定型的なもの 5　仙台市その他関係機関と警察本部又は仙台市内の警察署との各種会議の開催、調整等に関することで軽易かつ定型的なもの

別表第３（第７条関係）

本部等の課長専決事項

専決者	専決事項
各課長共通	１　所属職員の分掌事務の指定に関すること。 ２　所掌事務に係る企画、立案及び実施に関することで軽易かつ定型的なもの ３　警部（相当職を含む。）以上の職員（課長を除く。）の年次有給休暇の受理に関すること。 ４　所属職員（課長を除く。）の病気休暇の承認に関すること。 ５　所属長に申し出ることとしている特別休暇の承認（業務上の都合により夏季休暇の期間を６月から10月までとする承認を含む。）又は受理に関すること。 ６　警部補（相当職を含む。）以下の職員の欠勤届の受理に関すること。 ７　教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則第５条第１項第９号の規定による所属の現金出納員の任免に関すること（会計課長を除く。）。 ８　情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）の施行に関する次のこと。 (1)　第５条第２項の規定による開示請求書の補正の要求 (2)　第６条第１項の規定による開示決定等（軽易なものに限る。） (3)　第６条第２項の規定による開示決定等の通知 (4)　第６条第３項の規定による全部を開示する旨の決定以外の開示決定等の理由の記載 (5)　第６条第４項の規定による開示決定等の期間の延長及び通知 (6)　第７条第１項及び第２項の規定による開示の実施 (7)　第12条第１項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与 (8)　第12条第２項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等 (9)　第12条第３項の規定による第三者に対する開示決定等の通知 (10)　第12条第４項の規定による期間の延長 (11)　第12条の２第１項の規定による事案の移送に関する協議及び通知 (12)　第36条の規定による開示請求の適切な措置 ９　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関する次のこと。

(1)　第66条第１項の規定による安全管理措置
(2)　第70条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求
(3)　第72条の規定による個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求
(4)　第75条第１項の規定による個人情報ファイル簿の作成
(5)　第77条第３項の規定による開示請求書の補正の要求
(6)　第82条第１項及び第２項の規定による開示請求に対する措置及び開示請求に対する措置の通知（軽易なものに限る。）
(7)　第83条第２項の規定による開示決定等の期限の延長
(8)　第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長
(9)　第86条第１項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与
(10)　第86条第２項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与
(11)　第86条第３項の規定による第三者に対する開示決定等の通知
(12)　第87条第１項の規定による開示の実施
(13)　第87条第３項の規定による開示の実施方法等の申出の受理
(14)　第91条第３項の規定による訂正請求書の補正の要求
(15)　第92条の規定による訂正の実施
(16)　第93条第１項及び第２項の規定による訂正請求に対する措置の通知
(17)　第94条第２項の規定による訂正決定等の期限の延長
(18)　第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長
(19)　第96条第１項の規定による訂正請求に係る事案の移送に関する協議及び通知
(20)　第96条第３項の規定による移送事案の訂正の実施
(21)　第97条の規定による保有個人情報の提供先への通知
(22)　第99条第３項の規定による利用停止請求書の補正の要求
(23)　第100条の規定による利用の停止
(24)　第101条第１項及び第２項の規定による利用停止請求に対する措置の通知
(25)　第102条第２項の規定による利用停止決定等の期限の延長
(26)　第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長
(27)　第114条第２項及び第３項の規定による意見提案をした者に対する通知
(28)　第116条第１項の規定による行政機関等匿名加工情報の作成
(29)　第117条の規定による個人情報ファイル簿への記載
(30)　第119条第３項及び第４項に規定する手数料の徴収
10　犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第168条

	第３項に規定する取調べの承認に関すること。 11　軽易な犯罪捜査の調整に関すること。 12　前各号に掲げるもののほか、所掌事務の処理に関することで軽易かつ定型的なもの
総務課長	1　公安委員会の庶務に関すること。 2　公印の管理に関すること。 3　秘密文書の照合、点検に関すること。 4　宮城県警察文書管理システムの例規集検索機能の編集及び整理に関すること。 5　情報公開条例第５条第１項に規定する開示請求書の受理（軽易なものに限る。） 6　個人情報の保護に関する法律の施行に関する次のこと。 (1)　第75条第１項の規定による個人情報ファイル簿の公表 (2)　第77条第１項に規定する開示請求書の受理（軽易なものに限る。）
会計課長	1　会計検査資料の作成 2　遺失物等の手配及び照会に関すること。 3　教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の規定による補助執行の施行に関する次のこと。ただし、警察運営上考慮を要するものについては、金額の多寡にかかわらず除く（第４号から第９号までにおいて同じ。）。 (1)　収入調定及び納入通知（歳入歳出外現金に係るものを含む。）並びに歳入の督促 (2)　歳出予算の令達 (3)　支出を伴う事案の決定に係る契約の締結その他の支出負担行為及び支出命令 (4)　１件500万円未満の公有財産の修繕の決定 (5)　１件１億5,000万円未満の工事の執行の決定並びに１件１億5,000万円未満の工事の入札等の予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格の作成（設計変更及び検査に係るものを除く。） (6)　工事費の増減2,000万円未満の工事の設計変更の決定 (7)　１件2,000万円未満の工事用資材の購入の決定 (8)　建設業法第２条第１項の規定による建設工事に係る１件2,000万円未満の調査、測量又は設計の委託の決定 (9)　(8)に掲げるもののほか、１件2,000万円未満の役務の調達に係る委託の決定 (10)　１件500万円未満の地上物件等の損失補償の決定 (11)　１件1,500万円未満の知事が別に定める物品の購入の決定

(12) 予定賃借料の総額が１件2,000万円未満の物品の借受けの決定
(13) １件30万円未満の食糧費に係る支出を伴う事案の決定
(14) (4)から(13)までに掲げるもののほか、１件2,000万円未満の支出を伴う事案の決定
(15) １件１億5,000万円未満の工事の施行の中止及びその解除の承認又は30日以内の工事の施行の中止及びその解除の承認
(16) 警察署長の行う工事に係る設計変更の承認
(17) １件500万円未満（警察署長の行うものにあっては、１件250万円以上500万円未満）の工事に係る検査
(18) １件１億5,000万円未満（警察署長の行うものにあっては、１件250万円以上500万円未満）の交通安全施設工事に係る検査
(19) 物品の修繕の決定
(20) 30日以内の契約の履行時期の延長承認
(21) 過誤納金の還付命令
(22) 違約弁償金の徴収
(23) 第５条第１項第９号の規定による旅費出納員その他の会計職員の任免に関すること（本部の他の所属及び警察署に係るものを除く。）。

4　財務規則（昭和39年宮城県規則第７号）の施行に関する次のこと。
(1)　第14条及び第20条の規定による予算要求書、補正予算要求書の作成及び提出
(2)　第19条の規定による予算に関する説明書等の作成及び提出
(3)　第22条の規定による予算執行計画書の作成及び提出
(4)　第23条の２の規定による執行委任に関すること。
(5)　第25条第３項の規定による流用決議書の作成及び提出
(6)　第30条の４の規定による収入支出見込額の報告等
(7)　第83条の規定による決算調書の作成及び提出

5　補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）の施行に関する次のこと。
(1)　第10条の規定による状況報告の徴収
(2)　第11条の規定による補助事業等の遂行等の命令
(3)　第13条の規定による補助事業等の成果の調査等
(4)　第14条の規定による是正措置命令
(5)　第21条の規定による財産処分の承認

6　教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則に規定する以外の物品に関する事務

7　債権の記録管理

8　国庫支出金に係る申請、調査及び報告

装備施設課長	1　教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の規定による補助執行の施行に関する次のこと。ただし、警察運営上考慮を要するものについては、金額の多寡にかかわらず除く。 (1)　行政財産の目的外使用で使用期間が１年を超えないもの並びに電柱類、鉄塔類、地下工作物及び架空工作物の設置に係るものの許可並びに当該許可に係る使用料の減免 (2)　自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け (3)　予定賃借料の年額又は総額が１件100万円未満の行政財産である土地又は普通財産の貸付け及び変更貸付け並びに当該貸付けに係る貸付料の減免 (4)　予定賃借料の年額又は総額が１件100万円未満の行政財産である土地又は普通財産の貸付期間の更新 (5)　評価額１件500万円未満の行政財産の用途変更及び用途廃止の決定 (6)　職員宿舎の管理に関すること。 2　公有財産規則（昭和39年宮城県規則第８号）の施行に関する次のこと。 (1)　第15条の規定による土地境界の確認 (2)　第25条、第29条及び第40条の規定による担保又は連帯保証人の変更の承認及び変更命令 (3)　第25条、第36条及び第40条の規定による原状回復命令等 (4)　第25条、第38条及び第40条の規定による報告の徴収及び調査 (5)　第41条の規定による現状変更の承認 (6)　第55条の規定による増担保又は代替担保の提供命令及び担保の解除 (7)　第57条の規定による延納の取消し又は解除 3　装備品の整備、維持管理及び開発改善に関することで軽易なもの 4　給貸与品の支給及び貸与に関することで軽易なもの 5　車両の配分及び維持管理に関することで軽易なもの 6　公務従事車両証明書に関すること。 7　警察通信施設等の新設、移転等に関することで軽易なもの 8　宮城県警察職員証の取扱いに関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第１号）の規定による職員証の発給に関すること。
広報相談課長	1　広報活動に必要な連絡及び部内の調整に関すること。 2　職員に対する民警融和活動についての指導教養に関することで軽易かつ定型的なもの 3　警察施設の見学に関すること。

情報管理課長	1　電子計算組織の入出力に関すること。 2　照会センターの勤務計画に関すること。
留置管理課長	1　委託留置の調整に関すること。 2　引き当たり捜査に伴う護送に関することで軽易かつ定型的なもの
警　務　課　長	1　業務改善提案の受理に関すること。 2　警部補（相当職を含む。）以下の職員の部分休業（高齢者部分休業を除く。）、介護休暇及び介護時間に関すること。 3　職員の身上異動の届出に関すること。 4　警察職員及び退職者の履歴証明に関すること。 5　職員の公務災害認定・補償等の審査に関すること。
教　養　課　長	1　教養実施報告の処理に関することで軽易かつ定型的なもの 2　術科技能検定結果通知に関すること。 3　教養図書の購入に関すること。 4　運転技能検定の事務に関すること。
厚　生　課　長	1　健康管理に関する調査及び研究に関すること。 2　ピアサポートの処理に関することで軽易かつ定型的なもの 3　厚生物資のあっせんに関すること。
県民安全対策課長	1　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の規定に関する次のこと。 ⑴　第５条第３項の規定による緊急の禁止命令及び意見の聴取に関すること。 ⑵　第５条第６項の規定による申出者への通知に関すること。 ⑶　第13条第２項の規定による報告徴収等に関すること。 2　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）第７条の規定による他の警察本部長への通知に関すること。 3　再犯防止措置対象者に関することで軽易かつ定型的なもの
少　年　課　長	1　軽易な少年事件の通報及び受理に関すること。 2　少年院等からの逃走者の連戻し要請に基づく手配に関すること。
生活環境課長	公害、金融、不動産等生活関係苦情の処理に関すること。

地　域　課　長	1　警察署における月間活動計画及び諸報告の処理に関すること。 2　地域警察官に対する業務指導に関することで軽易かつ定型的なもの 3　地域警察官の指導実施結果報告の処理に関すること。
通信指令課長	緊急を要する場合の無線自動車の統制に関すること。
機動警ら隊長	1　機動警ら隊の勤務計画に関すること。
鉄道警察隊長	鉄道警察隊の勤務計画に関すること。
刑事総務課長	1　指名手配の受理に関すること。 2　刑事警察の実務指導に関することで軽易かつ定型的なもの
捜査第一課長	1　変死者及び変死の疑いのある者の発見報告の処理（検証を除く。）に関すること。 2　刑事日報（指名手配を除く。）登載に関すること。
捜査第三課長	1　刑事日報（指名手配を除く。）登載に関すること。 2　他都道府県警察からの品触書の処理に関すること。
鑑　識　課　長	1　資料の整備、保管及び利用に関すること。 2　身元不詳変死人の発見手配に関すること。 3　海外渡航者に対する犯罪経歴証明の発給に関すること。 4　他機関からの鑑定、検査の受理及び回答に関すること。
機動捜査隊長	機動捜査隊の勤務計画に関すること。
科学捜査研究所長	1　資料の整備、保管及び利用に関すること。 2　他機関からの鑑定、検査の受理及び回答に関すること。
組織犯罪対策第一課長	1　組織犯罪等の実務指導に関することで軽易かつ定型的なもの 2　特殊詐欺に利用された電話番号の利用停止、解約等の要請に関すること。 3　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による次のこと。 ⑴　第23条の３第１項の規定による許可に係る意見陳述 ⑵　第23条の３第２項の規定による許可の取消し等に係る意見陳述 4　特定非営利活動促進法第43条の２の規定による認証に係る意見

	陳述 5　貸金業法の規定による次のこと。 ⑴　第44条の２第１項の規定による登録に係る意見陳述 ⑵　第44条の２第３項の規定による登録の取消し等に係る意見陳述 6　使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定による次のこと。 ⑴　第125条第１項の規定による許可に係る意見陳述 ⑵　第125条第２項の規定による許可の取消し等に係る意見陳述
組織犯罪対策第二課長	1　銃器事犯前歴者又は周辺者等の資料整備、保管及び利用に関すること。 2　麻薬、覚醒剤等薬物乱用者名簿の作成、保管及び利用に関すること。
交通企画課長	1　交通安全教育の実施に関することで軽易かつ定型的なもの 2　交通事故の分析及び交通事故統計の処理に関すること。 3　安全運転管理者選任事業所に対する指導に関することで軽易かつ定型的なもの
交通規制課長	1　道路使用許可、制限外許可等定例的報告の処理に関すること。 2　道路標識の維持管理に関すること。 3　自動車保管場所調査並びに保管場所標章の交付及び再交付の処理に関すること。
交通指導課長	1　反則切符、交通切符使用状況報告書の処理に関すること。 2　道路交通法の規定による次のこと。 (1)　第127条の規定による交付通告、送付通告及び是正通告並びにその他の通知に関すること。 (2)　第129条の規定による公示通告に関すること。 (3)　第130条の規定による送致該当事件の処理に関すること。 3　交通指導取締り資器材の管理に関すること。
運転免許課長	1　停止処分者講習等の定期報告の処理に関すること。 2　運転適性検査指導者認定及び運転者特定任意講習講師の指定に関すること。 3　仮運転免許証の交付に関すること。 4　運転者管理業務に係るデータの入出力に関すること。 5　意見の聴取及び聴聞の手続に関すること。 6　90日未満の運転免許の効力の停止及び運転の禁止に関すること

	。 7　適性相談等の事務に関することで軽易かつ定型的なもの
交通機動隊長	交通機動隊の勤務計画に関すること。
高速道路交通警察隊長	高速道路交通警察隊の勤務計画に関すること。
公　安　課　長	1　業務指導計画の実施に関することで軽易かつ定型的なもの 2　警備事件資料の収集、整備に関することで軽易かつ定型的なもの
警　備　課　長	1　警備事件、警衛・警護実施、警備実施、災害等の資料の収集、整理等に関することで軽易かつ定型的なもの 2　航空機の使用承認に関すること。 3　航空機の運用及び管理に関することで、軽易かつ定型的なもの
外　事　課　長	1　業務指導計画の実施に関することで軽易かつ定型的なもの 2　外事事件資料の収集、整備に関することで軽易かつ定型的なもの
機　動　隊　長	訓練実施計画の細目に関すること。

別表第４（第８条関係）

管理官等の専決事項

専　決　者	専　　決　　事　　項
本部等の管理官又は次長及び副校長共通	１　警部補（相当職を含む。）以下の職員の年次有給休暇の受理に関すること。 ２　警部補（相当職を含む。）以下の職員の私事旅行（海外渡航する場合を除く。）の承認に関すること。 ３　所属職員の福利厚生事務に関すること。 ４　給貸与品の受理及び返納に関することで軽易なもの ５　特殊勤務手当台帳及び特殊勤務手当支給整理簿に関すること。 ６　宿日直勤務命令簿に関すること。 ７　時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿に関すること。 ８　印刷及び電送の委託に関すること。 ９　文書ファイルの閲覧及び貸出しに関することで軽易かつ定型的なもの 10　備品等の保管に関すること。 11　警察証明書交付整理簿兼証紙貼用実績簿に関すること。 12　収入証紙貼用実績簿に関すること。
警ら指導官	交通切符及び交通反則切符の処理に関すること（誤記等報告を行うものを除く。）。
宮城県警察石巻運転免許センター所長、宮城県警察古川運転免許センター所長及び宮城県警察仙南運転免許センター所長	収入証紙貼用実績簿に関すること。

別表第５（第９条関係）

課長補佐等の専決事項

専　決　者	専　　決　　事　　項
本部等の課長補佐及び科長共通	１　時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿に関すること（警部補（相当職を含む。）以下の職員の勤務時間及び従事事務内容の確認に限る。）。 ２　捜査関係事項照会書、前科照会書及び身上調査照会書の発出に関すること。

別表第６（第10条関係）

警　察　署　長　の　専　決　事　項

専　決　者	専　決　事　項
警　察　署　長	１　警部（相当職を含む。）以上の職員（警察署長を除く。）の年次有給休暇の受理に関すること。 ２　所属職員（警察署長を除く。）の病気休暇の承認に関すること。 ３　所属長に申し出ることとしている特別休暇の承認（業務上の都合により夏季休暇の期間を６月から10月までとする承認を含む。）又は受理に関すること。 ４　警部補（相当職を含む。）以下の職員の欠勤届の受理に関すること。 ５　教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則第５条第１項第９号の規定による所属の出納員その他の会計職員の任免に関すること。 ６　個人情報の保護に関する法律の施行に関する次のこと。 (1)　第66条第１項の規定による安全管理措置 (2)　第92条の規定による訂正の実施 (3)　第96条第３項の規定による移送事案の訂正の実施 (4)　第100条の規定による利用の停止

別表第７（第１１条第１項関係）

警察署の副署長、官及び次長の専決事項

専決者			専決事項
副署長	官	次長	（共通）
○		○	1　警部補（相当職を含む。）以下の職員の年次有給休暇の受理に関すること。
○		○	2　警部補（相当職を含む。）以下の職員の私事旅行（海外渡航する場合を除く。）の承認に関すること。
○		○	3　他機関等に対する軽易かつ定型的な広報資料の提供に関すること。
○	○	○	4　文書ファイルの閲覧及び貸出しに関すること。
○		○	5　当直日誌に関すること。
○		○	6　収入証紙貼用実績簿に関すること。
○	○	○	7　刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第２項の規定に基づく他機関等に対する照会に関すること。
○	○	○	8　犯罪捜査規範第168条第３項に規定する取調べの承認に関すること。
			（会計・警務関係）
○		○	1　軽易な証明書の発行に関すること。
○		○	2　警察証明書交付整理簿兼証紙貼用実績簿に関すること。
○		○	3　当直員の指定に関すること。
○		○	4　長期休暇者、精密検査希望者の調査報告に関すること。
○		○	5　要休養に相当する健康異常者の報告に関すること。
○		○	6　特殊勤務手当台帳及び特殊勤務手当支給整理簿に関すること。
○		○	7　宿日直勤務命令簿に関すること。
○		○	8　時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿に関すること。
○		○	9　給貸与品の受理及び返納に関することで軽易なもの
○	○	○	10　物件売却書及び物件処分書に関すること。
○	○	○	11　特例施設占有者の物件売却及び物件処分の届出に関すること。
			（生活安全関係）
○	○	○	1　保護に係る保健所長への通報に関すること。
○	○	○	2　子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯の防止に向けた措置の実施に当たる者の指定に関すること。

○ ○	 ○	○ 	3　有害駆除許可に関すること。 4　ヤミ金融事犯等に使用されているレンタル電話、郵便物受取サービス等の解約依頼に関すること（警視の副署長及び刑事官に限る。）。
 ○ ○ ○	 	 ○ ○ ○	（地域関係） 1　地域警察の運用に関することで軽易かつ定型的なもの 2　警ら用無線自動車の運用に関すること。 3　警察用船舶の運用に関すること。
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	（刑事関係） 1　盗犯連絡に関すること。 2　盗品等通報に関すること。 3　受刑釈放者名簿の受理に関すること。 4　微罪処分の一括報告に関すること。 5　火災・特殊等事件のうち、将来事件化する必要のない事案に関する発生報告に関すること。 6　公判通信、指名手配運用状況及び犯罪統計に関すること。 7　被害届（身柄案件を除く。）実況見分調書に関すること。 8　手配共助に関すること。 9　身元不明手配書に関すること。
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 	 ○ ○ ○ ○ ○ ○	（交通関係） 1　交通安全教育及び交通安全広報の実施に関すること。 2　他課員の応援を求めて行う指導取締り計画の策定に関すること。 3　交通切符及び交通反則切符の処理に関すること（誤記等報告を行うものを除く。）。 4　簡易書式（第一種特例書式及び第二種特例書式をいう。）の送致（付）に関すること。 5　物件事故報告書に関すること。 6　自動車学校の仮免許試験の実施結果に関すること。 7　仮停止・準仮停止事案の発生速報に関すること。 8　行政処分執行及び執行依頼に関すること。 9　行政処分関係運転免許証保管簿に関すること。
 ○ ○ ○	 	 ○ ○	（警備関係） 1　軽易かつ定型的な災害警備の計画に関すること。 2　軽易かつ定型的な警備情報の処理に関すること。 3　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第59条第２項の規

			定による警察署長による市町村長の権限の代行に関すること。
○		○	4　災害対策基本法第66条の規定による災害時における漂流物等の処理に関すること。
○		○	5　石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条第２項の規定による消防署長又は市町村長からの通報を受けた際の応急処置に関すること。

備考１　○印は、専決事項を示す。
　　２　専決者欄の「官」とは、刑事官又は会計官をいう。

別表第８（第11条第２項関係）

警 察 署 の 課 長 専 決 事 項

専　決　者		専　決　事　項
警　部	警部補	
各 課 長 共 通		
○	○	1　軽易な受理文書の処理に関すること。
○	○	2　各種月報及び統計資料等、定例的な報告を要する軽易なもの
○	○	3　他機関（団体）との協議、連絡等で軽易かつ定型的なもの
○	○	4　時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿に関すること（警部補（相当職を含む。）以下の職員の勤務時間及び従事事務内容の確認に限る。）。
○	○	5　教養訓練に関することで軽易かつ定型的なもの
○	○	6　教養資料の発行に関すること。
○	○	7　軽易かつ定型的な注意報告の処理に関すること。
○	○	8　備品等の保管に関すること。
○		9　捜査関係事項照会書、前科照会書及び身上調査照会書の発出に関すること。
○		10　被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合における呼出簿に関すること。
○	○	11　被疑者ＤＮＡ型記録等を作成する際に必要な情報提供に関すること。
○	○	12　遺留ＤＮＡ型記録に係る事件の時効年数経過時における当該事件の捜査状況の情報提供に関すること。
○	○	13　遺留ＤＮＡ型記録又は変死者等ＤＮＡ型記録の作成の要否の判断に関すること。
会　　計		
○		1　遺失届及び拾得届の受理に関すること（特異な物件等を除く。）。
○		2　拾得物件の返還及び引渡しに関すること（特異な物件等を除く。）。
○		3　埋蔵物に関すること。
○		4　特例施設占有者の保管物件の届出に関すること。
○		5　拾得物件保管書に関すること。
○		6　遺失物法（平成18年法律第73号）第12条の規定による他機関

○		等に対する照会に関すること。 7　犬・猫等一時預りに関すること。
生　活　安　全		
○	○	1　行方不明者及び迷い子の手配の収発並びに発見時の措置に関すること。
○	○	2　特異行方不明者の手配の有効期間の更新に関すること。
○	○	3　酩酊者、行方不明者、要保護少年その他応急の救護を要する者の保護の着手に関すること。
○	○	4　保護に係る簡易裁判所への通知に関すること。
○	○	5　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第７条第１項の規定による援助の実施に関すること。
○	○	6　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第８条の２の規定による援助の実施に関すること。
○	○	7　少年補導票及び少年カードの処理に関すること。
○	○	8　少年警察補導員等による定型的な街頭補導の実施計画に関すること。
○	○	9　各種調査（申請に基づいて行う調査）に関すること。
○	○	10　風俗営業所等に対する立入検査の策定に関すること。
○	○	11　違反等が認められなかった立入検査結果に関すること（一斉立入検査を除く。）。
地　　域		
○	○	1　地域警察官の勤務計画に関すること。
○	○	2　勤務日誌に関すること。
○		3　警ら用無線自動車の運用に関することで軽易かつ定型的なもの
○	○	4　地域警察活動に関する企画、立案に関することで軽易かつ定型的なもの
刑　　事		
○		1　重要事件を除く各種調査関係の依頼、回答等に関すること。
○		2　重要及び普通品触の収受に関すること。
○		3　簡易な事案の捜査指揮に関すること。
○		4　刑事日報（登載・処理）に関すること。
○		5　犯罪手口資料の送付に関すること。

○		6　徴収金に関する照会の処理に関すること。
○		7　鑑識資料の整理に関すること。
○		8　身元不明変死体の照会に関すること。
○		9　手口情報処理に関すること。
○		10　来日外国人等組織犯罪情報登録原票の送付に関すること。
○		11　被害者に対する検挙通知に関すること。
○		12　捜査資料、捜査書類の貸出しに関すること。
○		13　自転車・オートバイ盗の実況見分に関すること。
○		14　地域課からの職務質問連絡に関すること。
交　　通		
○	○	1　交通安全教育及び交通安全広報の実施に関することで軽易かつ定型的なもの
○	○	2　交通事故統計の処理に関すること。
○	○	3　自動車保管場所証明書の交付並びに保管場所標章の交付及び再交付に関すること。
○	○	4　制限外積載、設備外積載及び荷台乗車の許可に関すること。
○	○	5　警察署長の駐車許可に関すること。
○	○	6　通行の許可に関すること。
○	○	7　軽易かつ定型的な道路使用許可に関すること。
○	○	8　自動車保管場所標章の受払いの管理に関すること。
○		9　交通切符、交通反則切符及び点数切符の貸与及び管理に関すること。
○	○	10　交通違反現場警告報告書、酒気帯び運転警告実施報告書、取締り実施結果報告書等に関することで軽易かつ定型的なもの
○	○	11　切符受領書兼送付書に関すること。
○	○	12　白バイ乗務日誌に関すること。
○	○	13　交通警察官の勤務計画に関すること。
警　　備		
○	○	特に軽易かつ定型的な警備情報の処理に関すること。

備考１　○印は専決事項を示す。
　　２　警察官以外の職員の課長には、警部課長の専決事項を適用する。
　　３　専決者欄の警部補には、警務会計課課長代理を含む。
　　４　会計の項には、警務会計課を含む。

別表第９（第11条第３項関係）

交番及び駐在所に勤務する警察官の専決事項

専決者				専決事項
警部	警部補	巡査部長	巡査	
○	○	○	○	１　道路交通法第８条第１項の規定による管内における短時間（期間が１日以内）の通行禁止の許可
○	○	○	○	２　道路交通法第45条第１項の規定による管内における短時間（期間が１日以内）の駐車許可
○	○	○	○	３　道路交通法第57条第３項の規定による車両の積載制限の特例の許可（道路管理者等の認可を併せて必要とするものを除く。）